

熊本県の施設における受動喫煙防止対策方針

1 目的

「望まない受動喫煙」の防止を図るため、平成30年（2018年）7月に「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年法律第78号）（以下「改正法」という。）が公布され、多数の者が利用する施設等において、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙場所を特定する場合には施設の利用者が通常立ち入らない場所とすることなどの対策を講ずることが求められている。

このような状況を踏まえ、本県の施設（議会、県警察及び教育委員会に属するものを除く。）が喫煙者、非喫煙者の双方にとって快適な空間となるための受動喫煙防止対策を示し、職員及び来庁者等の健康の保持増進、快適な職場環境の形成を図ることを目的とする。

2 基本的考え方

受動喫煙が他人に与える健康影響に配慮し、受動喫煙にさらされることを望まない者が、そのような状況に置かれることのないようにすることを基本とし、喫煙者及び非喫煙者の双方の立場に立った受動喫煙防止対策を講ずる。

3 受動喫煙防止対策

- (1) 本県の施設については、令和元年（2019年）7月1日から原則敷地内禁煙とする。
- (2) ただし、来庁者及び施設利用者等への配慮や、敷地外喫煙による近隣住民等への迷惑を防止する観点等から、健康増進法で定める受動喫煙防止のために必要な措置を踏まえた場所の確保ができる場合には、屋外喫煙場所を設置する。
- (3) 上記(2)にかかわらず、受動喫煙により健康への影響が大きい子どもや患者等が、主として利用する施設については、敷地内全面禁煙とする。
- (4) 来庁者及び施設利用者に対しては、健康への影響に配慮するため、受動喫煙防止への理解を深めるとともに協力の呼びかけを実施する。

4 屋外喫煙場所の整備等

- (1) 施設管理者が屋外喫煙場所を整備する際に必要な措置については、別紙のとおりとする。

なお、屋外喫煙場所の設置箇所について、施設管理者は、衛生委員会が置かれている場合は同委員会の、置かれていない場合は衛生推進者（衛生推進者を選任している場合に限る。）、喫煙する職員及び喫煙しない職員等の意見を聴いた上で決定するものとする。

- (2) 施設管理者は、屋外喫煙場所以外の場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態で設置してはならない。

5 職員に対する取組

- (1) 職員に対し、地方職員共済組合と連携し、喫煙と健康に関する研修、講習会等を開催するとともに、健康診断、健康教育等の機会を捉え、喫煙の影響についての情報提供を行う。
- (2) 保健師等によるカウンセリング、禁煙教室等の禁煙指導を組織的かつ継続的に実施するなど、地方職員共済組合と連携し、禁煙に取り組む職員に対する支援を行う。

6 その他

- (1) 受動喫煙防止に係る国のガイドライン等が策定された場合、必要に応じて本方針を見直すこととする。
- (2) いわゆる電子たばこの使用についても上記3に準じた取扱いとする。

屋外喫煙場所の整備

- 1 第一種施設（改正法による改正後の健康増進法第28条第5号に定める施設をいう。）における屋外喫煙場所は、以下の措置がとられた場所であること。
 - ア 喫煙をすることができる場所が区画されていること。

「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があり、例えばパーテーション等により区画すること。
 - イ 喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。

当該場所が喫煙場所であることが認識できる標識であること。
 - ウ 第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所をいう。
- 2 第二種施設（改正法による改正後の健康増進法第28条第6号に定める施設をいう。）における屋外喫煙場所は、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう、第一種施設における屋外喫煙場所に準じた場所とするよう努めること。
- 3 屋外喫煙場所には灰皿を設置し、たばこの吸い殻の散乱や火災の発生防止など美観及び防火に十分配慮すること。